

令和5年度 磐梯町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 3,289	千円 4,761,845	千円 149,658	千円 886,621	18.62%	16.97%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

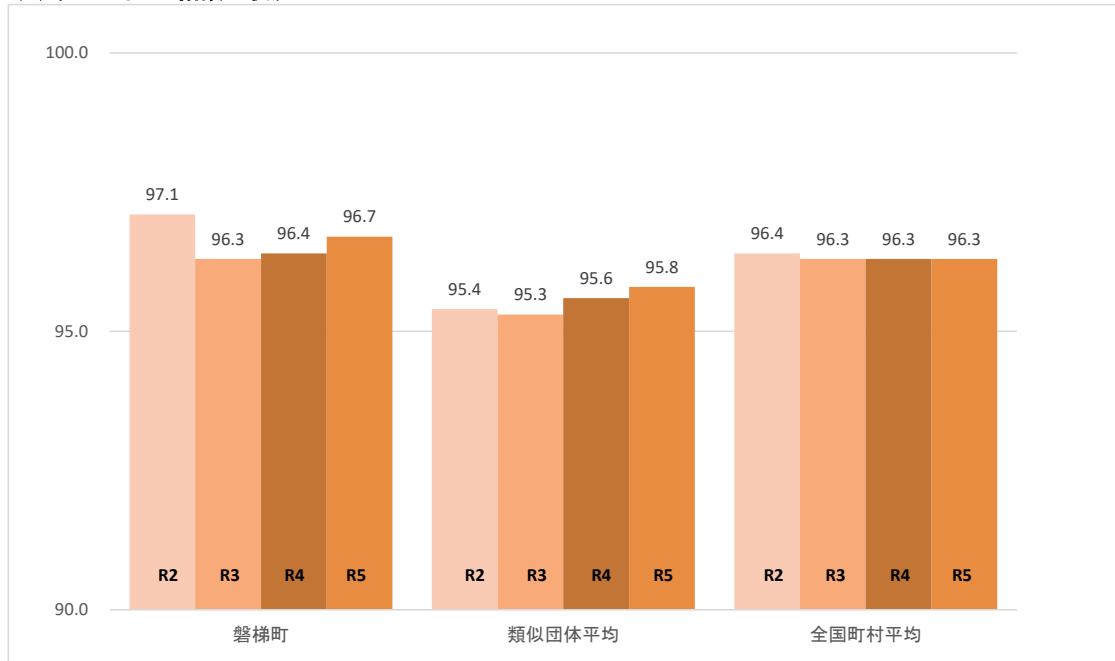
区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 71	千円 247,311	千円 44,823	千円 99,135	千円 391,269	千円 5,511	千円 5,436

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(時短勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 **実施** ・ 未実施 】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、福島県人事委員会勧告に基づく給料表を適用し、平均0.7%引き下げ。高齢層を中心に引き下げ、若年層においては引き上げを実施。激変緩和のため5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

【 該当なし 】

③ その他の見直し内容

単身赴任手当・管理職員特別勤務手当について、国同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
磐梯町	45.8 歳	338,808 円	398,934 円	368,000 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	357,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.3 歳	298,670 円	354,074 円	323,733 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区 分		磐 梯 町	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	189,500 円	196,100 円	185,200 円
	高 校 卒	157,900 円	162,400 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,900 円	— 円	— 円	392,600 円
	高 校 卒	— 円	— 円	343,200 円	379,200 円

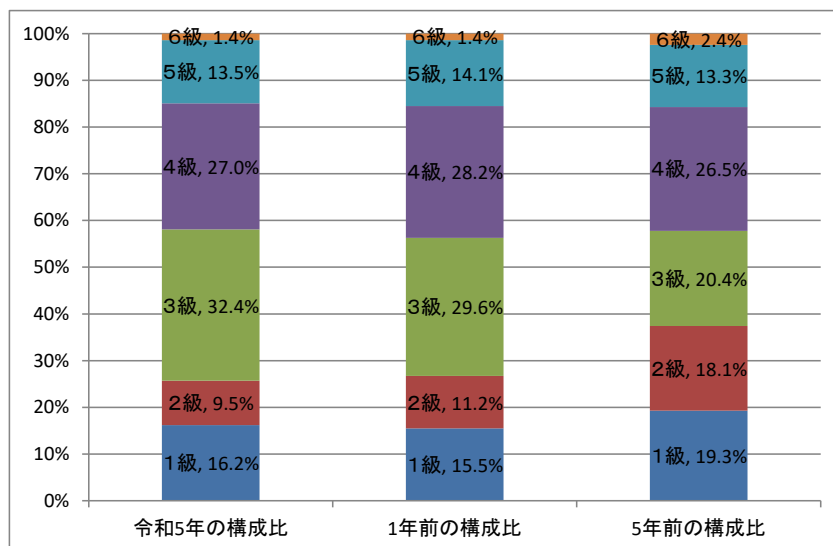
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	12 人	16.2 %	153,300 円	253,300 円
2 級	副主査	7 人	9.5 %	202,700 円	311,100 円
3 級	主査	24 人	32.4 %	238,300 円	358,200 円
4 級	主任主査・係長	20 人	27.0 %	270,900 円	403,500 円
5 級	主幹・課長・会計管理者・室長・事務局長	10 人	13.5 %	296,300 円	421,700 円
6 級	参事・課長	1 人	1.4 %	326,400 円	424,100 円
7 級	理事	0 人	0.0 %	371,500 円	455,900 円

(注) 1 磐梯町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

磐梯町	福島県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,627 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,622 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

磐 梯 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 定年 該当者なし 自己都合 該当者なし							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		0.0	%
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事手当	右記業務に従事した職員	伝染病患者の救護、付着物件の処理、家畜の防疫作業	日額400円
行路病死入処理手当	右記業務に従事した職員	行路病死入の処理作業	1件当たり1,000円
出張徴収事務従事手当	右記業務に従事した職員	税・保険料・使用料・水道料金等の出張徴収事務	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	10,564	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	199	千円
支給実績(3年度決算)	8,884	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	177	千円

(6) その他の手当(5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母他 6,500円 特定期間加算 5,000円	同じ		8,405 千円	240,143 円
住居手当	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し最高額27,000円	異なる	(国)月額12,000円を超える家賃の場合支給	3,375 千円	306,818 円
通勤手当	交通機関等利用者-運賃等相当額(64,000円以下) 交通用具使用者-通勤距離2km以上通勤距離に応じた額(上限67,900円)	異なる	使用距離区分及び支給額	4,348 千円	80,519 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員で、職及び級の区分により支給(24,000円~43,300円)	異なる	区分別に定額の手当額	5,363 千円	487,545 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,900円	異なる	(国)勤務1回につき4,400円	578 千円	18,645 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において支給対象地域に在勤する職員に支給 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ		4,766 千円	68,086 円

5 特別職の報酬等の状況(5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 区 町 村 長	743,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 町 長	595,000 円	840,000 円 / 416,500 円
報 酬	議 長	298,000 円	395,000 円 / 160,000 円
	副 議 長	258,000 円	310,000 円 / 140,000 円
	議 員	221,000 円	290,000 円 / 130,000 円
	議 員	()	()
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(4年度支給割合)	
	副 町 長	3.25 月分	
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合)	
	副 議 長	3.25 月分	
備 考	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.48	17,118,720円 任期ごと
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.29	8,282,400円 任期ごと
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

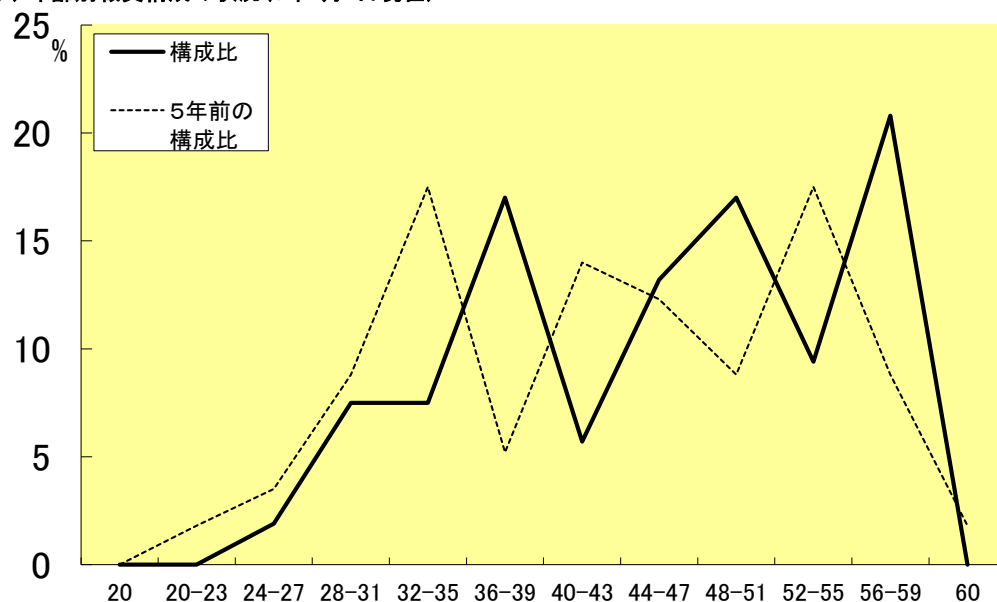
（令和4年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	保育所業務体制強化による増
		総務企画	19	19	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	9	8	1	
		衛 生	6	6	0	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	4	3	1	
		計	52	50	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 159.95人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 172.11人)
		教育部門	15	15	0	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	67	65	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 206.09人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 201.16人)	
公 業 計 営 等 部 会 門	水 道	2	2	0	後期高齢者医療広域連合職員派遣のため	
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	3	1		
	小 計	7	6	1		
合 計		74 [90]	71 [90]	3 [一]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 227.62人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	1人	4人	4人	9人	3人	7人	9人	5人	11人	0人	53人

(3) 職員数の推移

							(単位:人・%)
部 門 別 \ 年 度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	57	56	54	52	50	52	△5(8.8%)
教 育	17	17	17	16	15	15	△2(3.5%)
消 防							
普通会計計	74	73	71	68	65	67	△7(12.3%)
公営企業等会計計	9	6	6	6	6	7	△2(3.5%)
総合計	83	79	77	74	71	74	△9(15.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数